

年度末徴収強化月間です!! 納め忘れの市税はありませんか?



市税納期カレンダー

(平成25年度)

| 期別 | 税目 | 固定資産税 | 市県民税 | 軽自動車税 |
|-----|----|--------|--------|-------|
| 第1期 | | 4月30日 | 7月1日 | 5月31日 |
| 第2期 | | 7月31日 | 9月2日 | |
| 第3期 | | 12月25日 | 10月31日 | |
| 第4期 | | 2月28日 | 1月31日 | |

納め忘れのないよう納期限内での納付をお願いします。

都合により納付できない場合は、随時納税相談を受け付けておりますのでご連絡下さい。

どれくらいの期間で 差し押さえされてしまうの?

① 納期限を過ぎる=滞納の発生

納期限が過ぎました。でも納期限をうっかり忘れてしまう人もいますので、そのままでは差し押さえはされません。納期限後20日以内に、もう一度文書で催促をします。それを「督促状」と呼んでいます。

② 督促状の発送

督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、財産を差し押さえないとされています。

③ 差押

最短で納期限から約1ヵ月で差し押さえられる可能性があります!

問合せ・納付に関するご相談は 納税課 ☎893-4411 内線246~251



商業部会
部会長 宮里 朗

商業部会は、小売・サービス業など多様な業種の集まりで、夏に行われる宜野湾はごろも祭りや宜野湾市産業まつりへの出店、個々の事業者の売上増加を図るための研修などを実施しています。また、地域づくりの勉強のための視察研修を行うなど積極的に活動を行っています。

これからも商業部会は、積極的に「宜野湾市のまちづくり」について懇談し提言をしていきたいと考えております。

また、商工業の発展に地域の発展は欠かせませんので、市民の皆様と一緒に力合わせて頑張っていきたいと思っております。

地域の活性化と発展に 奉仕する商工会 ⑥



☎ 897-0111

<http://www.ginowan.or.jp>

商工会が取り組む『まちづくり』

平成26年1月に商工会40周年記念事業で開催した「宜野湾市まちづくり・地域活性化プレゼンテーション大会」において、高校生部門では普天間高校の「良いんだ! Hand to Hand IN the Ginowan~学生よ、地域をつなぐ架け橋となれ~」、大学生部門では、琉球大学観光景観学研究室の「AKTプロジェクト~空き店舗がつむぐゆいまーる~」がそれぞれ最優秀賞を獲得しました。

今後、専門家や行政・他団体、また商工会からは商業部会をはじめ各部会から委員を選出してまちづくりの委員会を立ち上げ、「宜野湾市のまちづくり」を考えて、アイデアの実現に努めてまいります。



高校生部門最優秀賞:普天間高校



大学生部門最優秀賞:琉球大学観光景観学研究室